

最高裁秘書第2235号

令和3年7月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

6月21日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

民事事件の上告棄却決定に対する予納郵券の受領書の提出に利用することができる最高裁判所第一小法廷、第二小法廷及び第三小法廷のファックス番号を事件当事者に告知しない理由が書いてある文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第2432号

令和3年7月30日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

民事事件の上告棄却決定に対する予納郵券の受領書の提出に利用することができる最高裁判所第一小法廷、第二小法廷及び第三小法廷のファックス番号を事件当事者に告知しない理由が書いてある文書

2 苦情の申出がされた日

令和3年6月25日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第25号

(2) 謝問日

令和3年7月26日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第2433号

令和3年7月30日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長・高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

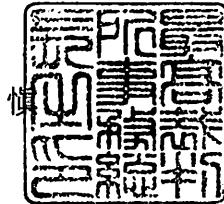
諮問番号 令和3年度（最情）諮問第25号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年7月26日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

民事事件の上告棄却決定に対する予納郵券の受領書の提出に利用することができる最高裁判所第一小法廷、第二小法廷及び第三小法廷のファックス番号を事件当事者に告知しない理由が書いてある文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、6月21日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所内において、本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。

なお、訴訟関係人から事件に関して予納された郵券を返還する場合の具体的な手続は、同返還に係る受領書をいかなる方法により徴するかも含めて、裁判に関連する事務として裁判所書記官が個別の案件ごとに検討して処理すべきものであるところ、ファクシミリ番号を事件当事者に告知しないこと（事件当事者から受領書を徴するに当たってファクシミリによる方法をとらないこと）の

理由を記載した文書を作成又は取得せずとも、同返還手続に何ら支障は生じないことから、本件開示申出に係る司法行政文書を作成又は取得する必要はない。

(2) よって、原判断は相当である。